

SNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進について（概要）

（令和6年5月14日 鹿組対第936号ほか）

本通達は、令和5年下半期以降、全国で急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況が極めて憂慮すべき状況であり、匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織が関与している可能性もうかがわれるところであり、これらの詐欺が警戒の空白となることがないよう、緊急的な対策として、警察本部において刑事部、生活安全部による部門横断的な検挙・抑止対策を抜本的に強化することとし、SNS型投資・ロマンス詐欺対策に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 警察本部及び警察署における部門横断的な体制の構築
- 初動捜査、検挙に向けた捜査などにおける取り組むべき事項
- 被害防止対策の推進

等である。